

税務トピックス

平成 23 年 12 月の国税通則法の改正による税務調査手続について、書籍等で明らかになった税務当局内部情報のうち、「行政指導」と「質問応答記録書」を紹介します。

1. 行政指導

(1) 行政指導とは

行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める **指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの**をいう。(行政手続法)

実際の場面においては、「提出された納税申告書の **自発的な見直し**を要請する行為」などが該当する。

(2) 調査との違い・・・

まず、調査とは、国税に関する法律に基づき、納税者の課税標準等（税率を乗じるもの）又は税額等を **認定あるいは処分を行う目的で職員が行う一連の行為**をいう。

一方、行政指導（調査に該当しない行為）とは、職員が行う行為であって、納税者の課税標準等又は税額等を **認定する目的で行う行為に至らないもの**をいう。

⇒ 行政指導は、納税者の課税標準等又は税額等の認定又は処分を行うものではなく、**お尋ね又は確認**を行うものである

(3) 税務行政における行政指導例

- ① 書類の添付漏れや申告書計算の誤りのため
- ② 税法の適用誤りのため
- ③ 無申告納税者に対し、必要な情報の自発的な提供を要請した上で

申告書等の自発的な提出や
見直しを要請

【具体例－税法の適用誤り－】

確定申告期限後に、寄付金の領収書を発見し、後日に税額控除の適用を受けようと更正の請求をした場合

⇒ この場合、**税額控除**の適用を受けるためには、期限内に提出する確定申告書に寄付金の計算書を添付していることが条件であるため、先の更正の請求の**取り下げ等**を行い、**所得控除**による更正の請求をするように求められることになる

また、行政指導に応じて修正申告等を行った場合には、「**自主的な見直し**」であり、「調査」があったことにより更正又は決定を予知してなされたものではないため、課されるべき**加算税が減免**されることになる。(ただし、延滞税は課されることになる。)

2. 質問応答記録書

(1) ポイント

- ① 新税務調査手続では、「質問応答記録書」と称する書類が新設され、平成 25 年より調査担当者が税務調査の際に作成される場合がある。
- ② 「質問応答記録書」は、税務調査において調査担当者が「必要がある」と判断した場合に作成され、調査担当者と納税者との質問応答を文書化したものである。
- ③ 「質問応答記録書」は、「申告書」等と異なり、課税処分及び調査終了後の審査請求や訴訟などの場面で国税当局の証拠となり得る行政文書である。
- ④ 「質問応答記録書」が作成された際、回答者である納税者は調査担当者から同記録書に署名押印等を求められるが、任意であることから拒否することもでき、調査担当者が強要することはない。
- ⑤ 「質問応答記録書」は、納税者に交付することを目的とした行政文書でないため、納税者等に対し同記録書の写しは交付されない。

(2) 質問応答記録書の作成が不要な場合

質問応答記録書を作成するか否かは、個々の事案における証拠の収集・保全の状況、非違の内容、調査過程における納税者の説明や主張を総合的に勘案して検討されるため、証拠書類等の客観的な証拠により課税要件の充足性が確認できる事案については、原則として、質問応答記録書の作成は不要になる。

(3) 質問応答記録書の作成には応ずるべきか

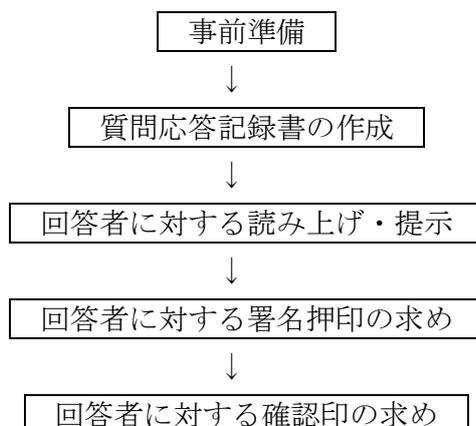
現行の調査システムの中では、質問応答記録書の内容に同意できるならば、素直に応じた方がスムーズに調査の終了に進展することが考えられる。特に、納税者側が非違事項を認めていて、調査指摘事項について修正申告に応ずる用意があるケースでは、その指摘事項に係る質問応答記録書の作成に応じた方がスムーズに調査が進行するものと考えられる。

一方、税務署の指摘事項について、納税者側が十分に納得していない場合は、安易に質問応答記録書の作成に応ずべきではない。

なぜならば、質問応答記録書は、課税庁にとって、納税者側が納得していない課税庁側の主張を根拠付ける証拠資料としての性格を有しているからである。

このような場合には、納税者としては、応じられない理由、すなわち、指摘事項そのものについて納得できない調査の現段階では、納税者の主張も十分に検討、整理がされていない段階で軽々に質問応答記録書の作成に応ずることができない、など理由を明確に述べるべきである。

(4) 作成手順



① 事前準備

調査担当者が必要のある項目だけを明瞭に記載するため、何を目的として、誰に対して、何を聞くのかを整理し、提示できる資料は何か、などを事前準備した上で、回答者に対し質問する。

② 質問応答記録書の作成

調査担当者は作成の趣旨や作成手順を説明し、回答者の面前で作成をする。しかし、時間的余裕がない場合は、回答者の面前以外で文面を作成するか、調査担当者がいったん帰署して文面を作成することもあり得る。

③ 回答者に対する読み上げ・提示

作成後、調査担当者は、回答者に対し本人の拒否などが無い限り、記載内容を読み上げ、内容に誤りがないか確認を行い、記載内容の信用性確保のため、回答者に対し同記録書を提示・閲読させる。

④ 回答者に対する署名押印の求め

調査担当者は、上記③の旨を証するため同記録書の末尾に回答者の署名押印を求めるが、署名押印は回答者が任意で行うものであり、強要されるものではないため、署名押印を拒否することもできる。

なお、税務代理権限のある税理士等が署名押印を求められることはない。

⑤ 回答者に対する確認印の求め

調査担当者は、回答者による内容確認を証するため、同記録書の各ページ及び添付資料等の右下隅に押印を求める。確認印の押印も、上記と同様に回答者が任意で行うものであるため、調査担当者から押印を強要されることはない。

○質問応答記録書のひな型

()枚のうち()枚目

質問応答記録書	
回答者	住所 △△県△△市〇〇町〇-〇-〇
	氏名 △△ △△
	生年月日、年齢 昭和△年△月△日生まれ、△歳
本職は、平成〇年〇月〇日、△△県△△市〇〇町〇-〇-〇の□□株式会社において、上記の回答者から、任意に次のとおり回答を得た。	
質問応答の要旨	
問1	あなたの住所、氏名、生年月日、年齢及び職業を聞かせてください。
答1	私は、△△△△、〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇、昭和〇年〇月〇日生まれ、〇歳、□□株式会社の取締役第一部長です。
問2	あなたが□□株式会社の取締役第一部長に就かれたのは、いつでしょうか。
答2	5年前の平成〇年〇月から取締役第一部長として勤務しています。

省 略

問12	以上で質問を終わりますが、今まであなたが述べた中で、何か訂正することはありますか。
答12	ありません。
	(回答者) △△ △△ 印
	以上のとおり、質問応答の要旨を記録して回答者に対し読み上げ、かつ、提示したところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名押印した上、各頁に確認印を押印した。
	平成〇年〇月〇日
	(質問者) ●●税務署 財務事務官 税務 一郎 印
	(質問者) ●●税務署 財務事務官 国税 次郎 印
	印

確認印
印